

## 社会福祉法人市貝町社会福祉協議会役員の報酬及び費用弁償に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人市貝町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

### (役員)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 役員報酬は年額とし、会長40,000円、副会長20,000円、その他の役員は0円とする。

### (報酬等の支給方法)

第4条 報酬は、年度末1回支給する。

2 前項の支給については、その就任が15日以前のとき、退職等が16日以後の場合においては1月とみなし支給する。

### (費用弁償)

第5条 役員等が本会の会議に出席したときは、日当として1,000円を費用弁償として支給する。

2 交通費の実費が前項の費用弁償額を超える場合には、旅費規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、前項の費用弁償は行わない。

### (改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

### (補 則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

### 附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する